

# 那珂川市の公共施設における受動喫煙防止対策指針

## 1. 目的

この方針は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号 以下「法」という。）第 25 条及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の 2 の規定に基づき、本市の公共施設における受動喫煙防止対策について定め、受動喫煙による健康への悪影響を排除し、もって施設利用者及び公共施設で勤務する職員への受動喫煙による健康への悪影響を未然に防ぐとともに、快適な施設環境の形成を推進することを目的とします。

## 2. 背景

○本市における喫煙の状況については、「那珂川町地域保健計画」の策定にあたり、地域の課題を明確にするために行ったアンケートにおいて、前回調査と比較すると男性の喫煙率は大幅に減少していますが、女性はわずかながら増加しているという結果でした。特に、女性の 30 代及び 40 代は、他の年齢層と比較すると突出して喫煙率が高く、顕著な傾向が見られることが分かっています。妊婦や小さな子どもがいる母親の喫煙が懸念されます。

○このような課題に対して、本市では、「那珂川町地域保健計画」に基づき、喫煙が健康に与える影響などの知識の普及・啓発や、未成年者の喫煙開始の防止、公共の場や職場における受動喫煙の排除について取り組んできました。特に、妊婦及び乳幼児を持つ保護者に対して、母子手帳の交付や乳幼児健診の場を活用した禁煙指導や、特定健診を受診した喫煙者に肺機能検査、「広報なかかわ」にて喫煙が健康に与える影響についての情報提供を行ってきました。

○また、国においては、2013 年から新たに始まった国民健康づくり運動「健康日本 21（第 2 次）」で、「未成年者の喫煙 0%」、「成人の喫煙率 12%」、などに加え、「受動喫煙の防止」を柱として、具体的な数値目標を掲げ、禁煙支援等のたばこ対策を推進しています。

○さらに、平成 30 年 7 月 25 日には、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という。）が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の人が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権限を持つ者が講じる措置等について定められ、令和 2 年 4 月 1 日から施行（一部は、令和元年 7 月 1 日施行）されることとなりました。

○受動喫煙においては、それによってリスクが高まる病気（因果関係を推定する証拠が十分な病気）には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群があり、我が国においては、年間 1 万 5 千人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。また、WHO（世界保健機関）による世界の受動喫煙規制状況では、日本は、屋内禁煙の義務に関する法律がなく、最低区分とランク付けされています。このようなことから、全ての国民を受動喫煙による健康被害から守るために、今回の法改正を行ったところです。

○こうした状況を踏まえ、本市の公共施設における受動喫煙防止対策に係る方針を策定するものとします。

## 3. 改正健康増進法の概要

### 【基本的な考え方】

#### ①「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がその様な状況に置かれることのないようにする

ことを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

#### ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど 20 歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

#### ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

#### 【概要】

- ①国及び地方公共団体は、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進し、そのために、施設管理者は、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- ②多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- ③施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- ④違反者には、所要の罰則規定を設ける。

## 4. 本市の現状と対策の考え方

#### 【本市の現状】

市立幼稚園・小学校・中学校、市立保育所、恵子児童館、療育センター、ふれあいこども館、保健センターは敷地内禁煙となっていますが、本庁舎（別館含む）などの他の施設は、屋内禁煙となっております。

#### 【対策の考え方】

施設利用者及び公共施設（次項の【施設の分類】に定める施設）で勤務する職員への受動喫煙による健康への悪影響を未然に防ぐとともに、快適な施設環境の形成を推進し、更なる健康増進を図るため、本市においては、次のとおり改正健康増進法による規制の内容を上回る対策を講じることとします。

- ①「第一種施設」については、全ての施設を原則、敷地内禁煙とします。ただし、市役所庁舎（別館含む）と都市整備部庁舎については、施設管理者が、必要と判断した場合のみ、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所（「特定屋外喫煙場所」という。）を設置することができるものとします。
- ②「第二種施設」及び「その他の施設等」についても、「第一種施設」と同じく、原則、敷地内禁煙とします。ただし、施設管理者が必要と判断した場合のみ、屋外の喫煙のために立ち入る以外に通常利用することのない場所に喫煙場所を設置することができるものとします。

## 【施設の分類】

- ・市の公共施設は、下記の区分により受動喫煙対策を講じることとします。

法第 28 条による区分		施 設 名	受動喫煙防止対策
第 1 種 施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小学校</li> <li>・市立中学校</li> <li>・市立幼稚園</li> </ul>	敷地内禁煙（※1）
	学校以外の施設 （病院・児童福祉施設等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立保育所</li> <li>・市立学童保育所</li> <li>・恵子児童館</li> <li>・療育センター</li> <li>・ふれあいこども館</li> <li>・保健センター</li> </ul>	
	行政機関の庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所庁舎（別館含む）</li> <li>・都市整備部庁舎</li> </ul>	
第 2 種施設 ・上記以外の多数の者が利用する 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵子教育集会所</li> <li>・老人いこいの家</li> <li>・エコピアなかがわ</li> <li>・華石苑</li> <li>・福祉センター</li> <li>・地域福祉会館</li> <li>・グリーンピアなかがわ</li> <li>・中ノ島公園 （中央管理センター等）</li> <li>・博多南駅前ビル</li> <li>・駅前自転車駐車場</li> <li>・市立公民館</li> <li>・勤労青少年ホーム</li> <li>・市民体育館</li> <li>・ミリカローデン那珂川 （屋内プール含む）</li> <li>・五ヶ山水源公園記念公園</li> <li>・五ヶ山水源公園キャンプ場</li> </ul>	敷地内禁煙（※2）	

※1 市役所庁舎（別館含む）と都市整備部庁舎については、施設利用者の利用状況等により施設管理者が必要と認める場合のみ、特定屋外喫煙場所を指定することができます。

※2 施設利用者の利用状況により施設管理者が必要と認める場合は、屋外の喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所に、喫煙場所を設置することができる。

- ・公用車内は、移動中又は停車中に関わらず、全て禁煙とします。
- ・敷地内の駐車場において、駐車している一般利用者の自動車の車内においても同様に禁煙とします。
- ・受動喫煙防止対策は、関係法令の改正及び那珂川市地域保健計画の改定等により、必要に応じ、見直すものとします。

## 5. 施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

### ①喫煙場所の撤去や設置

施設管理者は、既存の喫煙場所について、必要な措置を講じることとします。特定屋外喫煙所は、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することない場所とし、パーテーションの設置や、線を引くなどの方法で、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別してください。喫煙場所に

は、必ずしも灰皿等の設置の必要はありません。また、第2種施設における喫煙場所は、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所で、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮したものであることとします。

また、特定屋外喫煙場所及び第2種施設における喫煙場所の設置、管理状況については、那珂川市地域保健推進委員会や那珂川市職員衛生委員会の意見も参考に対応を図ることとします。

## ②市民への周知

施設管理者は、利用者に対し、受動喫煙防止対策の趣旨や敷地内禁煙であること等について、ポスターの掲示により周知を図ることとします。また、本市における禁煙対策についての取り組みや、本指針については、健康課において、市ホームページや広報なかがわにおいて周知を行います。

### ① 管理

施設管理者は、敷地周辺において望まない受動喫煙を防止するため、喫煙禁止場所での喫煙や、紛らわしい標識の掲示・標識の汚損、喫煙禁止場所での喫煙器具・設備の設置、喫煙場所への20歳未満の者の立ち入りなどがないうよう、管理を徹底していくこととします。また、この指針に違反している場合は、市長からの指導によって、改善を図る必要があります。

## 参考

健康増進法

第六章 受動喫煙防止

第一節 総則

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(中略)

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(中略)

第二節 受動喫煙を防止するための措置

(特定施設における喫煙の禁止等)

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

(中略)

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(中略)

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(以下略)

### 用語集

たばこ たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品(加熱式たばこを含む)

受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。

第 1 種施設 法第 28 条第 5 号に該当する施設

法第 28 条第 5 号

第 1 種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る)

第 2 種施設 法第 28 条第 6 号に該当する施設

法第 28 条第 6 号

第 2 種施設 多数の者が利用する施設のうち、第 1 種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

特定屋外喫煙場所 法第 28 条第 13 号に該当する場所

法第 28 条第 13 号

第 1 種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第 1 種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

敷地内禁煙 公共施設の屋内及び敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止すること。